

ID: 65

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	センター事業の利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第24号		
【根拠条文】 (センター事業の利用の承認等) 第6条 第3条第1号から第5号までに定める事業(以下「センター事業」という。)を利用しようとする者は、市長にセンター事業の利用の申請を行い、承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の申請を行った者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしないことができる。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3) その他施設等の管理運営上に支障があるとき。 【基準】 根拠条文、西東京市障害者総合支援センター条例施行規則第5条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (地域生活支援事業の利用の対象) 第5条 条例第3条第3号に規定する地域生活支援事業の対象となる者は、次に掲げる者で、市内に住所を有するものとする。 (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者 (2) その他市長が必要と認める者 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日